



発行
東京都

目次

告示

○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…

告示

●東京都告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和六年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

青ヶ島村無番地（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青ヶ島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第八百九十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道東京丸子横浜線

二 指定する区間 品川区荏原六丁目五十四番六地先から大田区上池台一丁目百一番一地先まで

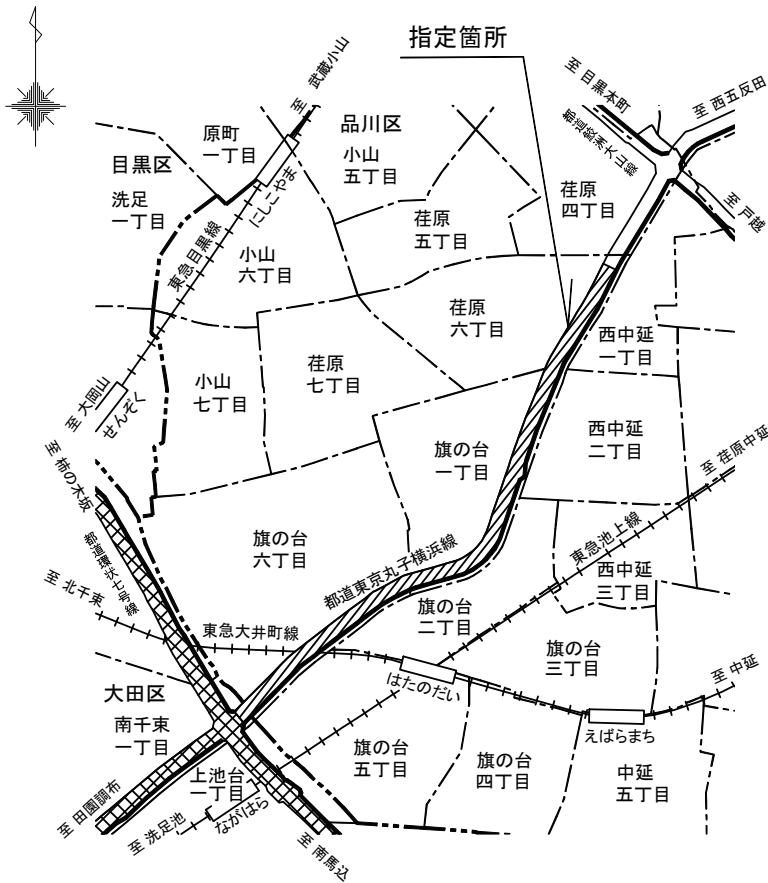
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

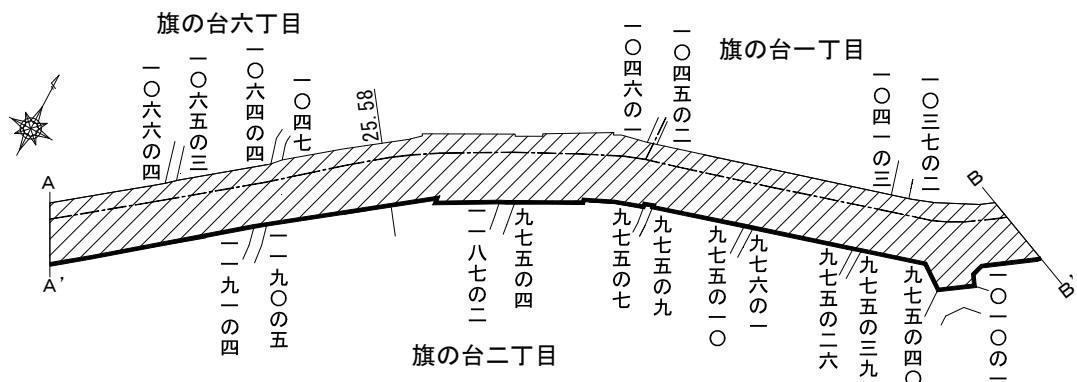
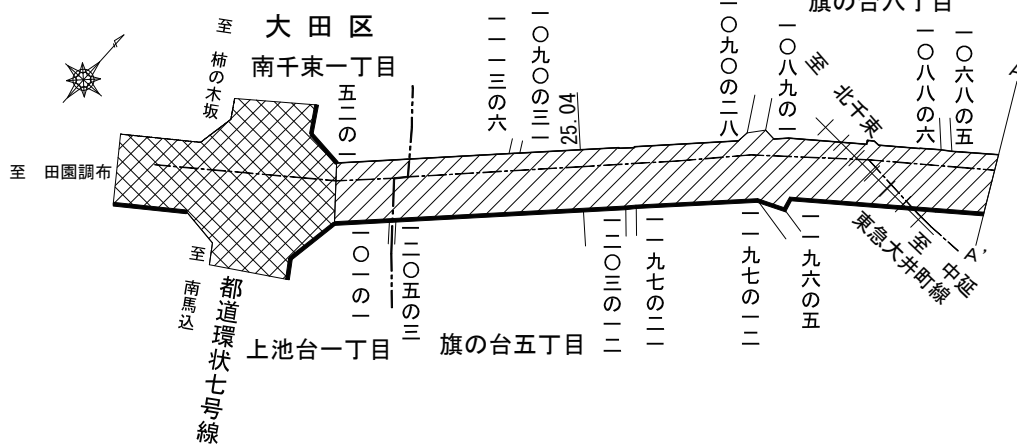
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道東京丸子横浜線

品川区荏原六丁目～大田区上池台一丁目

都道
特別区道
指定区間
延長 一、四四四・七八メートル
(電線共同溝予定名称 東京丸子横浜・三号)
既指定区間



品川区 都道東京丸子横浜線



発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051